平成２５年（フ）第１４００号
千葉県松戸市新松戸３丁目188番地
破産者　有限会社シャインクリーン
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０１号
千葉県松戸市新松戸３丁目169　シャトルＳⅡ402
破産者　石鍋　和夫
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１４号
東京都中野区白鷺３丁目23番７号
破産者　Ｔ・Ｓコンサルタント株式会社
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４４６号
東京都世田谷区鎌田２丁目19番８号
破産者　有限会社ハート・コンセプト
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４７１号
東京都中央区日本橋小網町10番７号
破産者　マウントウィナーズ株式会社
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４７２号
東京都中央区日本橋小網町10番７号
破産者　株式会社ぶけなび
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４７３号
東京都港区港南１丁目６―41―1701
破産者　勝山　泰樹
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４９０号
埼玉県朝霞市上内間木334―２、商業登記簿上の本店所在地東京都板橋区仲宿46番11号
破産者　有限会社今井鉄工
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４９１号
東京都板橋区東新町１丁目10―12―101
破産者　今井　精二
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５０４号
東京都調布市菊野台２丁目22番地11
破産者　道栄建設工業株式会社
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５０８号
東京都新宿区大京町10番地11
破産者　エム．オーシー株式会社
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５０９号
東京都新宿区大京町10―11―401
破産者　森　　勝彦
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５２８号
東京都板橋区大山金井町14番地12号
破産者　株式会社ライフワン
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５２９号
神奈川県伊勢原市白根119―３　メイプルⅢ205
破産者　吉田　敏行
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５５０号
神奈川県横浜市瀬谷区本郷１丁目32―13―205
破産者　大津　貞一
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５５３号
神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡２丁目８番30号
破産者　株式会社アール・ティ
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５６４号
埼玉県大里郡寄居町大字寄居1291番地
破産者　有限会社デンコーサービス
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５６５号
東京都江東区東陽１丁目18―14―13
破産者　大澤　一郎
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２４１号
東京都港区芝浦４丁目５―13―1001
破産者　川島　靖宏
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２８８号
東京都葛飾区宝町２丁目６―６
破産者　早木　祥力
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２９３号
神奈川県川崎市麻生区細山２丁目５―16―201、開始決定時の住所神奈川県川崎市麻生区百合丘１丁目17―３―705
破産者　林　　正美
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２９４号
東京都中野区中央３丁目42―10―101
破産者　太田　雅博
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部